

児童生徒のラーケーション活用状況について

1 県内の活用状況（集計期間：2024. 4. 1～2025. 3. 31） ※県立特別支援学校は2024. 9. 2～2025. 3. 31

小
中
等

	小学校	中学校等	義務教育学校	計(件)
2024年度末	42,468	11,624	2,518	56,610

2025年度より、全市町村で実施

高
校
等

	高等学校	附属中学校	中等教育学校	計(件)
2024年度末	16,742	332	788	17,862

特
支

	小中学部	高等部	計(件)
2024年度末	356	147	503

2 活用事例

小
中
等

- ・田植え体験 ・博物館等巡り ・園児の食事補助
- ・雪かきの手伝い ・学校見学（高校、大学）
- ・ドイツでのバレエ短期研修
- ・フィリピンでの語学研修、ホームステイ体験

高
校
等

- ・古典文学作品の舞台巡り ・歴史館、美術館、博物館見学
- ・進路活動（大学見学、就業体験） ・生物進化の探究活動
- ・技能五輪全国大会の見学 ・平和学習 ・震災学習
- ・資格取得 ・郷土料理や伝統料理を体験

特
支

- ・芸術鑑賞（美術館、コンサート、ミュージカル、舞台）
- ・スポーツ教室への参加（スイミング、乗馬）
- ・聴覚障害者の働いている店舗の見学
- ・疾患に関する先端医療についての調べ学習

3 児童生徒・保護者の声

【児童生徒】

- ・進路についてとても参考になった。
- ・学習機会の拡大と質の向上につながり、深い学びになった。
- ・学んでいることを実践でき、やりがいや達成感を得られた。
- ・制度を有効活用し、以前は諦めてた活動に挑戦できた。
- ・欠席を気にせず、たくさんの体験をすることができた。

【保護者】

- ・子どもと出かける機会が増えてよかった。
- ・見聞きして「知っている」のと、体験して「知っている」ことの違いを改めて痛感した。
- ・学校では得られない経験ができ、子どもの視野が広がった。
- ・コミュニケーションが深まり、有意義な時間を共有できた。
- ・保護者の休暇に合わせられるのがよい。

つくばサイエンス高校の魅力づくりに向けた取組について

1 つくばサイエンス高校について

- 次世代の科学技術と社会を担う「起業家精神」を持つ生徒を育成するという高い理念を掲げ、令和5年度開校したものの、3年連続で欠員が生じている。
- 令和7年度に、全学問分野に対応可能な文理融合型の学びを目指す「普通科」を設置し、欠員数が大幅に改善。
- 令和6年度に名誉校長及びサイエンスアドバイザーを委嘱し、科学技術分野の指導体制を充実するなど、県及び学校が一丸となって魅力づくりに取り組む。

<志願・入学の状況>

年度	学科名	募集定員	志願者数 (志変後)	志願倍率 (志変後)	入学者数	欠員数
2023 (R5)	科学技術科	240	72	0.30	88	152
2024 (R6)	科学技術科	240	68	0.28	77	163
2025 (R7)	普通科	120	80	0.67	102	18
	科学技術科	120	69	0.58	76	44
	計	240	149	0.62	178	62

2 魅力づくりに向けた取組内容（令和7年度）

ア. 指導教諭の複数配置

今年度から、県内初「指導教諭」2名配置による教科指導体制を充実

<指導教諭の役割>

授業を受け持ちつつ、自校を中心に必要に応じて地域内の教員の資質向上、授業力の向上に向けた指導助言を行う

イ. サイエンスリーダーズ育成事業

指導教諭を中心に、新規事業として、サイエンスリーダーズ育成事業を開始し、本県を牽引する科学系人財の育成を図る

<サイエンスリーダーズ育成事業の概要>

小学5年生から中学2年生を対象に、研究活動への動機づけや研究テーマ発見を目的とした実験教室（ファインディングサイエンス）や、科学的に探究する力の育成を目的とした研究活動（未来クリエイターズラボ）を実施予定

ウ. 教育内容の充実

- ・ALTを4名配置し、国際理解教育や英語指導の充実
- ・医学部進学支援校に指定し、医療・看護系も含めた進学指導の充実

3 今後の予定（令和7年6月～7月）

ア. 指導教諭による「科学教室」（仮称）の実施

日時	場所	内容（予定）※
6/28（土）午前・午後 7/13（日）午前・午後	つくばサイエンス高校	生物：つかめる水 物理：時計反応

※各回2時間。24名程度の小中学生を募集（詳細な内容は未定）

イ. サイエンスアドバイザー等を活用した取組

日時	場所	アドバイザー・講師等	内容（予定）
6/2（月）	つくばサイエンス高校	京都大学 林宏一教授	より良い調査手法や解析アルゴリズムを土木・環境分野の地盤調査に生かし、防災につながる講義
6/3（火） 15:55～16:50	つくばサイエンス高校	東京理科大学 木村真一教授 （サイエンスアドバイザー）	ロボットや宇宙をテーマにした講義
6/10（火） 14:50～15:45	つくばサイエンス高校	筑波大学 渡辺俊教授 （サイエンスアドバイザー）	都市の環境に伴う建築などについての講義
6/17（火）	つくばサイエンス高校	PCOST（サイエンスキャラバン） 國井修先生	人道支援、感染症対策、母子保健、保健戦略・政策などグローバルヘルスを専門とする医師・公衆衛生専門家としての講義
6/23（月）	東京情報大学	東京情報大学訪問	課題研究のテーマを見つけるための大学生との情報交換会
7/8（火） 14:50～15:45	つくばサイエンス高校	日本女子大学 永田典子教授 （サイエンスアドバイザー）	電子顕微鏡の可能性などを含めた化学や生物に関する講義
7/16（水） 15:00～16:30	つくば国際会議場 Leo Esaki メインホール	総合地球環境学研究所 山極 壽一所長	つくばサイエンスアカデミー主催のSATフォーラム2025「ゴリラから学んだ人類の過去と未来」に参加
7/23（水）	海洋高校・ 周辺海域	海洋実習（科学技術科及び普通科希望生徒）	海洋高校の実習船による課題研究や理数探究活動につながる実習

※授業はすべて1年次（普通科、科学技術科）対象

第4号議案

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則（昭和51年茨城県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の2に次の1項を加える。

- 4 災害その他特別の事情があるときは、前3項の規定にかかわらず、当該各項で定める月の授業料の徴収期限は、当該各項で定める日又は災害その他特別の事情がやんだ日から10日を経過した日のいずれか遅い日とする。

第2条の3に次の1項を加える。

- 4 災害その他特別の事情があるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該各項で定める授業料の徴収期限は、当該各項で定める日又は災害その他特別の事情がやんだ日から10日を経過した日のいずれか遅い日とする。

付 則（令和7年 月 日教育委員会規則第 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正後の茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則第2条の2第4項及び第2条の3第4項に規定する災害その他特別の事情が生じているときは、この規則の施行の日に、当該各項に規定する災害その他特別の事情が生じたものとみなす。

令和7年5月26日提出

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

（提案理由）

災害その他特別の事情がある場合の授業料等の徴収期限を規定するもの

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則 新旧対照表

改正後	現行
第1条～第2条 略 (授業料の徴収期限) 第2条の2 条例第5条第2項の教育委員会規則で定める月分の授業料の徴収期限は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める日とする。 (1) 4月分、5月分及び6月分（当該年度に入学（編入学、転入学及び再入学を含む。以下この条において同じ。）又は復学した者に限る。） 7月10日 (2) 7月分、8月分及び9月分 10月10日 2 前項に掲げるものを除き、月の初日に入学又は復学した者の当該入学又は復学した日の属する月分の授業料の徴収期限は、翌月の10日とする。 3 年度の途中において退学又は転学した者に徴収すべき授業料がある場合の当該月分の授業料の徴収期限は、前2項の規定にかかわらず、当該退学又は転学した日から10日を経過した日とする。 <u>4 災害その他特別の事情があるときは、前3項の規定にかかわらず、当該各項で定める月分の授業料の徴収期限は、当該各項で定める日又は災害その他特別の事情がやんだ日から10日を経過した日のいずれか遅い日とする。</u>	第1条～第2条 略 (授業料の徴収期限) 第2条の2 条例第5条第2項の教育委員会規則で定める月分の授業料の徴収期限は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める日とする。 (1) 4月分、5月分及び6月分（当該年度に入学（編入学、転入学及び再入学を含む。以下この条において同じ。）又は復学した者に限る。） 7月10日 (2) 7月分、8月分及び9月分 10月10日 2 前項に掲げるものを除き、月の初日に入学又は復学した者の当該入学又は復学した日の属する月分の授業料の徴収期限は、翌月の10日とする。 3 年度の途中において退学又は転学した者に徴収すべき授業料がある場合の当該月分の授業料の徴収期限は、前2項の規定にかかわらず、当該退学又は転学した日から10日を経過した日とする。 _____ _____ _____ _____

(定時制課程の単位制による課程の授業料の徴収期限等) 第2条の3 条例第5条の2の授業料の徴収期限は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める日とする。 (1) 第1期(4月, 5月及び6月) 7月10日 (2) 第2期(7月, 8月及び9月) 10月10日 (3) 第3期(10月, 11月及び12月) 1月20日 (4) 第4期(1月, 2月及び3月) 3月10日 2 各期に徴収する授業料の額は、条例第2条に規定する年額を各科目を履修する期間とした月数で除した額に各期において当該各科目を履修する月数を乗じて得た額を履修科目のすべての単位について合算した額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし各期に徴収する授業料の額の合計額が、条例第2条の規定により算出した授業料の年額に満たないときは、教育長が別に定めるところによりその差額を加算するものとする。 3 年度の途中において退学又は転学した者に、当該退学又は転学した日において徴収すべき授業料がある場合の当該期分の授業料の徴収期限は、第1項の規定にかかわらず、当該退学又は転学した日から10日を経過した日とする。 <u>4 災害その他特別の事情があるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該各項で定める授業料の徴収期限は、当該各項で定める日又は災害その他特別の事情がやんだ日から10日を経過した日のいずれか遅い日とする。</u> 第2条の4以降 略	(定時制課程の単位制による課程の授業料の徴収期限等) 第2条の3 条例第5条の2の授業料の徴収期限は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める日とする。 (1) 第1期(4月, 5月及び6月) 7月10日 (2) 第2期(7月, 8月及び9月) 10月10日 (3) 第3期(10月, 11月及び12月) 1月20日 (4) 第4期(1月, 2月及び3月) 3月10日 2 各期に徴収する授業料の額は、条例第2条に規定する年額を各科目を履修する期間とした月数で除した額に各期において当該各科目を履修する月数を乗じて得た額を履修科目のすべての単位について合算した額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし各期に徴収する授業料の額の合計額が、条例第2条の規定により算出した授業料の年額に満たないときは、教育長が別に定めるところによりその差額を加算するものとする。 3 年度の途中において退学又は転学した者に、当該退学又は転学した日において徴収すべき授業料がある場合の当該期分の授業料の徴収期限は、第1項の規定にかかわらず、当該退学又は転学した日から10日を経過した日とする。 _____ _____ _____ _____ 第2条の4以降 略
--	---

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について

1 改正の目的

災害その他特別の事情がある場合の授業料等の徴収期限を規定するもの

2 改正の内容

全日制等に係る特定の月分の授業料の徴収期限を定める第2条の2に、次の1項を加える。

- 4 災害その他特別の事情があるときは、前3項の規定にかかわらず、当該各項で定める月分の授業料の徴収期限は、当該各項で定める日又は災害その他特別の事情がやんだ日から10日を経過した日のいずれか遅い日とする。

定時制課程の単位制による課程に係る授業料の徴収期限を定める第2条の3に、次の1項を加える。

- 4 災害その他特別の事情があるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該各項で定める授業料の徴収期限は、当該各項で定める日又は災害その他特別の事情がやんだ日から10日を経過した日のいずれか遅い日とする。

3 施行期日

公布日

【参考1】令和7年度における適用予定事案の例

◎「高校生等臨時支援」の実施に伴う授業料等の徴収期限の延長

国において、現行の就学支援金の支給対象外である「年収約910万円以上の世帯」に対し高等学校の授業料等を支援する「高校生等臨時支援」が令和7年度に実施される。同制度は申請時期が7月頃、認定時期はそれ以降となり、認定後に臨時支援金（公立高校の年額授業料相当額）が支給される（ただし、県が国から代理受領し授業料に充当）。

このような中、県立高校の授業料等は月額徴収（1か月毎又は3か月毎）であるが、臨時支援金の支給前に徴収期限が到来する授業料等をその都度生徒等から徴収し、臨時支援金の支給後に還付することは、生徒等に一時的な金銭負担を生じさせることから、これを回避するため、「災害その他特別な事情」の規定を適用し、本規則に定める授業料等の徴収期限を臨時支援金の支給時期まで延長する。

【参考 2】授業料等に係る徴収期限の根拠（現行）

	授業料等徴収期限に関する主な規定	特別の事情へ対応
条 例	○全日制等 ・毎月10日（1月・4月は20日） ・災害その他特別の事情があるときは、災害その他特別の事情がやんだ日から10日を経過した日 ・上記にかかわらず、規則で定める月分の徴収期限は規則で定める日	特別の事情に係る規定があるため、徴収期限の延長が可能
	○定時制課程の単位制 ・規則で定める日 ○通信制 ・規則で定める日	特別の事情に係る規定がなく、徴収期限の延長が不可 ↓ 延長できるよう今回の規則改正を実施
規 則	○全日制等 ・4～6月（新入生等のみ）7月10日 ・7～9月 10月10日 ○定時制課程の単位制 ・4～6月 7月10日 ・7～9月 10月10日 ・10～12月 1月20日 ・1～3月 3月10日 ○通信制 ・定時制の単位制課程に係る規定を準用	

 条例で規定する徴収期限

 規則で規定する徴収期限

1 全日制、定時制（単位制以外）、専攻科及び中等教育学校の後期課程

授業料対象月		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
徴収期限	1年	7/10			10/10			10/10	11/10	12/10	1/20	2/10	3/10
	2年	4/20	5/10	6/10									
	3年												

・令和7年度は、臨時支援金等を受給する可能性がある生徒等について、条例の「災害その他特別の事情」を適用し徴収期限を延長中（5/26 現在）

2 定時制（単位制）・通信制

授業料対象月	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
徴収期限	全学年	7/10			10/10			1/20			3/10	

第 5 号議案

茨城県教育職員免許状規則の一部を改正する規則

茨城県教育職員免許状規則（平成元年茨城県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

令和 7 年 5 月 26 日提出

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）の施行に伴い、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設され、関係規程が整理されることから、茨城県教育職員免許状規則で定める様式において、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものである。

茨城県教育職員免許状規則の一部改正について

1 改正の理由

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第 68 号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするもの

2 改正の内容

「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることに伴い、文言の整理を行うもの

3 施行日

令和 7 年 6 月 1 日

＜参考＞三類型の比較（拘禁刑創設の趣旨については別紙参照）

名 称	刑の内容		刑 期
懲役	刑事施設 に拘置	「所定の作業」（刑務作業）を義務付け	無期又は有期 （１月以上 20 年以下）
禁錮		—	



拘禁刑	同上	受刑者の改善更生を図るため、必要に応じて「作業」（刑務作業）又は「指導」を実施	同上
-----	----	---	----

拘禁刑創設の趣旨

令和7年4月1日
法務省矯正局

懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑を創設（令和7年6月1日施行）

⇒ 刑法等の一部を改正する法律（令和4年6月13日成立）により、明治40年の刑法制定以来、初めて刑罰の種類を変更

改正前（令和7年5月31日まで）	改正後（令和7年6月1日から）
○刑法 （懲役） 第12条（略） 2 懲役は、刑事施設に拘置して<u>所定の作業を行わせる</u>。 （禁錮） 第13条（略） 2 禁錮は、刑事施設に拘置する。	○刑法 （拘禁刑） 第12条（略） 2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。 3 拘禁刑に処せられた者には、<u>改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる</u>。 第13条 削除

懲役

作業が刑の本質的要素であるため、どの受刑者も一定の時間を割かなければならない。

【課題】

改善更生や社会復帰のために必要な指導等を行う時間を確保することが困難な場合あり。

禁錮

作業を行う刑法上の義務なし。本人の申出に基づき行う。

【課題】

改善更生や円滑な社会復帰に有用な作業であっても、本人が希望しない限り実施させることができない。

拘禁刑

個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能に。

point

✓ 受刑者の必要性に応じた作業の実施

作業の実施が前提ではなくなり、改善更生等の必要性に応じて実施を検討することが可能に。

✓ 作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇

作業や指導等の実施時期や割合、組合せ等を重視し、個々の特性に応じたきめ細かな矯正処遇等を展開。

✓ 作業を含む受刑生活への動機付けの強化

一方的に矯正処遇等を課すのではなく、受刑者自身にその重要性を十分に理解させ、効果的に改善更生等を図る。

茨城県教育職員免許状規則新旧対照表

改正案	現行
様式第3号（縦長左とじ） 宣 誓 書 私は次の各号の一に該当しないことを宣誓いたします。 1 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 3 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 年 月 日 氏 名	様式第3号（縦長左とじ） 宣 誓 書 私は次の各号の一に該当しないことを宣誓いたします。 1 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 3 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 年 月 日 氏 名